

第6章 環境保全の推進体制

第1節 行政組織

本県では、昭和39年のでん粉廃水問題を契機に、公害関係組織が従来からの自然公園を所管する組織と並行して整備されてきました。昭和45年の第64臨時国会における公害関係法の整備充実、昭和46年7月の環境庁設置など、国において環境保全行政の一元化が図られ、本県においても、単に公害防止だけでなく、自然環境の保全を含めた総合的な環境保全行政の推進が必要とされました。このため、本県では、昭和46年8月、平成10年4月に大幅な機構改革を行うなど、年々複雑かつ多様化する環境問題に対応するため、関係組織の整備を実施してきています。

なお、環境行政組織の整備の経過は表2-6-1のとおりです。

表2-6-1 環境行政組織の整備の経過

年月日	事項
25.11.1	土木部に観光課を新設
31.4.7	土木部の計画課と観光課を統合して、計画観光課を設置
38.5.25	土木部の計画観光課を都市計画課と観光課に分割
39.12.	企画開発部企画課に公害担当職員を置く
42.7.20	企画開発部に県民生活課を新設し、公害対策主幹を置く
44.4.1	衛生部環境衛生課に公害担当職員を置く
44.8.1	衛生部に公害課（企画調整係、調査指導係）を新設
46.8.7	衛生部を環境保健部に改組し、環境長を置き、環境保全課（総務係、企画調整係、自然保護係、環境施設係）を新設 公害課を改組（大気保全係、水質保全係、公害保健係） 公害センターを新設 延岡保健所衛生課に公害係を新設
48.4.20	林務部林業指導課に緑化推進係を新設
50.8.1	土木部都市計画課を都市緑地公園課に改組（修景緑地係の新設、旧観光課の自然公園係を移管） 公害課に特殊公害係を新設 環境保全課の環境施設係を環境整備係に名称変更
55.4.1	都市緑地公園課を都市計画課に、都市緑地公園課の修景緑地係を道路維持課の沿道施設係に、自然公園係を環境保全課の自然保護係に、林業指導課の緑地推進係を造林課の造林係に改組 環境保全課の総務係、企画調整係を庶務係、環境管理係に名称変更 環境保全課に鳥獣保護係を新設
60.4.1	公害課を改組（庶務係、大気保全係、水質保全係、公害保健係）
元4.1	環境保全課の環境管理係を環境調整係に名称変更
2.4.1	環境保全課に環境対策主幹を置く
3.4.1	環境保全課の自然保護係と鳥獣保護係を鳥獣自然保護係と自然公園整備係に改組 環境整備係を廃棄物対策係に名称変更 公害課に河川浄化対策主幹を置く
4.4.1	環境保全課の廃棄物対策係を一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組
5.4.1	環境保全課に廃棄物対策監を置く 公害課の庶務係を管理係に名称変更
6.4.1	環境保全課と公害課を再編し、環境政策課、環境管理課及び廃棄物対策室を設置 ・環境政策課（庶務係、計画調整係、鳥獣自然保護係、自然公園整備係） 環境保全課の環境対策主幹を廃止 ・環境管理課（公害保健係、大気保全係、水質保全係、河川浄化対策班） ・廃棄物対策室（一般廃棄物係、産業廃棄物係） 環境保健部の廃棄物対策監を廃止
9.4.1	廃棄物対策室を環境対策推進課に改組し、新設の施設整備班に施設整備主幹を置く

年月日	事項
10.4.1	環境保健部と福祉生活部を統合再編し、生活環境部と福祉保健部を設置 生活環境部に生活環境課、環境政策課、環境対策推進課を設置し、環境対策推進課に監視指導主幹を置く ・生活環境課（総務係、企画調整係、県民運動係、消費生活係、自然保護係、自然公園整備係、交通安全班） ・環境政策課（庶務係、環境計画係、環境審査係、大気保全係、水質保全係、河川浄化対策班） ・環境対策推進課（一般廃棄物係、産業廃棄物係、監視指導班、施設整備班）
11.4.1	環境対策推進課にリサイクル推進主幹を置く
12.4.1	生活環境課に企画調整主幹及び自然保護対策主幹を置く 環境対策推進課の施設整備主幹を廃止 土木部都市計画課を分課し、公園下水道課を設置
13.12.1	環境対策推進課に環境対策主幹を置く

第2節 附属機関等

1 宮崎県環境審議会

環境基本法第43条及び宮崎県環境基本条例第25条の2の規定により平成6年8月に設置され、本県における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議しています。

審議会委員は、現在30名（資料編P345参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり3回開催されました。

第1回環境審議会 平成13年12月18日

- ・宮崎県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

第2回環境審議会 平成14年2月27日

- ・宮崎県廃棄物処理計画案について（審議）

第3回環境審議会 平成14年3月25日

- ・平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（審議）
- ・第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画について（報告）
- ・旭化成レオナ工場火災事故に伴う環境調査について（報告）

2 宮崎県公害審査会

宮崎県公害紛争処理条例第2条の規定により昭和45年11月に設置し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

審査会委員は、現在9名（資料編P346参照）で組織されておりますが、平成13年度は審査会案件がなかったため、開催されておられません。

3 宮崎県公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定により昭和49年9月設置し、高千穂町土呂久地区の慢性砒素中毒症に係る健康被害者の認定、補償給付の支給等に関する事項を審査しています。

審査会委員は、現在10名（資料編P347参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり1回開催しました。

第1回公害健康被害認定審査会 平成13年12月17日

4 宮崎県自然環境保全審議会

自然環境保全法第51条1項の規定により昭和48年4月設置し、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議しています。また、特定事項を調査審議するために、自然環境部会、鳥獣部会、沿道修景美化部会及び温泉部会の4部会を設置しています。

審議会委員は、現在25名（資料編P348参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり総会を1回、自然環境部会を1回、鳥獣部会を2回、温泉部会を2回開催しました。

総会	平成13年8月23日	・会長の選任等について ・各部会の審議経過について
自然環境部会	平成14年2月8日	・公園事業の決定について（諮問、答申）
鳥獣部会	平成13年8月23日	・鳥獣保護区の設定等について （諮問、答申）
	平成14年2月21日	・第9次鳥獣保護事業計画について （諮問、答申）
温泉部会	平成13年6月13日	・土地掘削等の許可に関する事項について （諮問、答申）
	平成13年11月12日	・土地掘削の許可に関する事項について （諮問、答申）

5 宮崎県環境保全対策調整会議

宮崎県環境保全行政総合調整規程により、昭和46年10月に環境保全対策調整会議及び同幹事会を設置し、環境保全対策を推進するため、関係各部課の総合調整を図っています。

平成13年度は、調整会議を1回、幹事会を2回開催しました。

6 宮崎県環境影響評価専門委員会

宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）により平成12年12月に設置し、同条例及び環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議しています。

専門委員会委員は、現在9名（資料編P349参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり4回開催しました。

平成13年4月10日

- ・「（仮称）串間ゴルフコース建設事業」に係る環境影響評価書について
- ・「宮崎県廃棄物総合処理センター整備事業」に係る環境影響評価書について

平成13年7月4日、7月25日

- ・「都市計画道路日南串間線（仮称）」に係る環境影響評価方法書について
- ・「都市計画道路高千穂北方線（仮称）」に係る環境影響評価方法書について

平成13年11月19日

- ・「（仮称）流動層ボイラー設備設置」に係る環境影響評価方法書について